

研究ノート

イギリスの裁判制度と 人権救済制度(序説)

松本昌悦

1. 人権保障機関としての裁判所

イギリスにおける裁判所制度という場合、そのわが国の制度と対比して考えると極めて複雑のようである。すなわちその議会制度においてもさることながら、それと同様に、制度の出発点は、1066年のノルマンディー征服王の時代までさかのぼらなければならない。中世ゲルマン法の伝統を強く引き継いできたものであろうが、しかしそれ以前からローマ法の影響も大きく作用してきたものであろう。ローマ法の法律に内在する命令的要因を高調する性格に対して、ゲルマン法のそれは合理的要因を高調するという性格の違い（高抑賢三「司法権の優位」239頁）は、イギリス法の衡平を重んじ、権力によるよりも人々の理性に訴える性格のものに法制度、司法制度が方向づけされる大きな要因であったと思われるが、しかし一方で、中世における霊俗二界分離の状況の中で、国家と教会の対立に象徴される如く、コモン・ローとカノン・ローとの激しい対立はくり返されてきているのである。国家法と寺院法の対立といかえてもよいのではあるが、これが具体的に示される事件も指摘しうる。その一つは、僧侶の刑事裁判を明規したクラレンドン法に対するカンタベリー大僧正ベケットの抗議事件である。犯罪を犯した僧侶は、宗教裁判所で有罪判決を得て僧職の身分が剥奪された後、「俗人」となって、国王裁判所で裁判を受けるというものである。この際国王の官吏が宗教裁判所においての僧侶の裁判に臨席しこれを監視するというものである。ベケットの抗議はこの点にあった。

もう一つは、マグナ・カルタ第39条の効力を争う事件である。コモン・ローは、「拷問」を禁止してきたが、寺院法は国王エドワードに対して、拷問方法をとる裁判を容認するよう迫っているのである。このことは、イギリスの伝統的法制度に対して寺院法が「国法による裁判」を拒否し、マグナ・カルタ39条は寺院法に違反するという理由で無効とされた事例であった。

ともかくこのような経過から、イギリス独自の「法の支配」の原理にもとづく司法制度、裁判制度の確立がみられてきたのである。このことは、今日のイギリスの裁判制度においてもそのまま生かされてきているといえよう。

イギリスの産業革命以降において、社会制度、法制度は全く一新することとなるが、その中において、イギリスの特徴は、旧来の制度を新しい問題に対応させて処理するという伝統を持ちあわせていることである。本稿でとりあげる司法制度（裁判所制度）とそれが果している人権救済の役割は、そのようなイギリスの特徴の典型を示すものであるといえる。その司法制度の長い歴史的な経過や変革の過程をここでは扱うものではなく、現時点での司法制度の現状を概観し、人権救済制度研究の序説としたいと思う。

2. 法律家専門集団としてのソリシタ

(一) 専門家の組織集団

一般の人々は、専門的訓練を受け、また経験を積んだ法的知識のアドバイスを求める際には、先ず Solicitor の所へ行くこととなる。人々が持ち込んでくる紛争問題は、財産の売買や貸借、遺言の作成、死亡者の財産の管理や契約の破棄の問題などがある。可能な場合はどこにおいても、Solicitor は、裁判所へ持ち込まなくとも、彼の依頼者 (client) の紛争問題を解決するよう試みることができるのである。しかしながら、もし必要とな

れば、彼は、下級裁判所へ先ず訴えを提起しうるし、あるいは彼は、訴訟依頼人のために、**barristor** を通じて、訴えの提起を行ってもらおうべく取り計らうことができうるのである。

Solicitor は、最高裁判所の職員でもあり、また、国会法やその下で制定されている諸規則の下で広く定められているところの諸規定管理を行う専門官でもある。これら国会法などの諸規定は、この専門家の統轄団体である法律協会 (**The Law Society**——所在は、113, Chancery Lane, London W C 2 S) に対して、広範な権限を付与しているのである。ほとんどの **Solicitor** は、法律協会の会員となっている。ただし会員となることが強制的なものではないのであるが。しかしながら、実務活動を行うための年間免許状 (**annual certificate**) を得ることは、**Solicitor** にとって義務となっているのである。そして、**Solicitor** は専門的活動の監督をも行う法律協会からこの免許状を入手しなければならないのである。どのような不正行為 (**misconduct**) が行われた場合でも、法律協会は **Solicitor** を実務活動を停止 (**suspending**) する手続をとることが出来るし、また登録名簿 (**the Roll**) から氏名を削除することとなるのである。法律協会は **Solicitor** 候補者 (**intending solicitor**) を統轄し、研修をするという役割をもつこととなる。

Solicitor は (訴訟依頼人) を自ら求めて行うことはしないのである。**barrister** とは異って、彼は、パートナーとしてかあるいはアシスタントとして、いずれの形において、他の **Solicitor** と協力しながら仕事を遂行することとなる。(Her Majesty's Stationery office, Law, p. 5)

(二) 実務専門家の養成 (ソリシタの養成)

すべての **Solicitor** 候補者は (但し、法廷を辞任し、**Solicitor** となることを希望して5年間の年月を持つ **Solicitor** の如き場合のような若干の例外を除いて)、年限契約の事務員 (**articled clerk**) として、法律協会のすべての支部において、彼等を実地指導することを引き受けた開業している

Solicitor の下で働かなければならない。これらの任務につくのは、しばしば、候補者の家族の個人的な知り合い関係を通じて行われることとなる。しかしキャリア・オフィサー (Carers officers) や法律協会の任用部では、専門家の間で個人的な知り合いを持たない候補者については何らかの援助を行うこともまた可能なのである。通常の (研修) 期間は、4 年間である。しかしもしその (研修生) が一定の資格を保持したならば変更することも可能である。この期間の間中は、(研修生) は Solicitor の事務所において、彼の指導と方針にもとづいて仕事を行ってゆかなければならない。(研修生) はまた、法律学校 (大学院) や大学に通って、特定の試験を受験する為に勉強を続けることを命ぜられるであろう。

新しい (研修生) (new entrant) は、先ず初めの段階では、ごく日常的な事務の仕事が課せられるであろう。そして記録文書を読んだり、記録の抜粋記述をしたり、コピーしたりして研修生自身の思うままの時間をついやすことができるであろう。このことは、それ自身、あまり興味を持てるようなものとは考えられないかも知れない。しかし、その訓練は、研修生に事務所で扱われてきた実務処理の意義を教えることとなろうし、また、法律上の専門的用語の目的、たとえば、彼等が、正確に、記録文書において、そこで意図され、他の如何様な意味にも理解できない意味を示しているという如くに、注意深い用語の意味を記録文書から読みとることのできるような訓練がなされるのである。そして後の段階に至っては、研修生は、自分で、法律文書の起案作成を命ぜられることとなるであろう。

その仕事については、法律の基礎知識や原則を学んでゆく過程で、彼の進歩が図られるに従って、だんだんと興味が増してくるであろう。そして、Solicitor が彼の依頼人に相談を受ける日常的諸問題に、それらが如何に適応されてゆくかを理解し始めるのである。研修生は、簿記や会計について実際上の理解ができるようになるであろう。そのことは、彼の専門的な試験において重要な役割をもつこととなるのである。Solicitor は、依頼人の利益になるように彼が処置を行う貯蓄財産や現金について、会計

を行うに当って厳格な規則を守ってゆかなければならないのである。

また同時に、実務の直接の知識や裁判所への手続の知識を得る機会を得ることになるであろう。Solicitor が下級裁判所段階で、訴訟依頼人に対して訴訟代理を引き受けた際には、研修生は訴訟依頼人に同行することになろうし、彼の経験に従って、彼は裁判所への公判と訴訟準備への文書の作成を求められることとなろう。(Her Majesty's Stationery office, Law. pp. 5-6).

3. 現代の裁判所の機構

イギリスの裁判所という場合は、スコットランドと北アイルランドが別の法体制をとっていることから、イングランド及びウェールズ地域に適用される制度である。

まず、下級、上級裁判所の区別が置かれるのは、他の国々と同様である。下級裁判所 (the inferior Courts) として、治安判事裁判所 (the Magistrate's Court)、県裁判所 (the County Court) が置かれており、上級裁判所 (the superior courts) として、刑事裁判所 (the Crown Court)、高等法院 (the High Court of Justice)、控訴院 (the Court of Appeal)、それに貴族院 (the House of Lords) が置かれるのである (このうち、the Crown Court, the High Court of Justice, the Court of Appeal については、the Supreme Court of Judicature <最高法院> を構成するものといわれている。このほかに、小額裁判所 (Small Claims Court) といわれるものがあるが、これは、国家機関としての裁判所ではなく、The Law Society が運営する消費者保護を目的とした私的な仲裁機関の性格のものである。

(一) 治安判事裁判所 (the Magistrate's Court)

治安判事裁判所は、日本の裁判所でいえば簡易裁判所に相当するものと

思われるが、しかしイギリスの刑事裁判の大部分を処理しているのである。刑事裁判の90パーセントを超えるものがそこで処理されているのであるが、しかし民事事件についても、夫婦の別居に関するものや子の強制認知 (affiliation) や監護 (custody), これらにともなう金銭の支払命令, 養子縁組の許可なども扱われ、更に行政監督的な営業許可や建築規制などの事務も処理されている (水沼宏「イギリスの民事裁判」判例時報750号3頁)。治安判事裁判所は、イングランド及びウェールズで約1,000箇所に亘って置かれており、2名ないし7名の合議制をとる素人裁判官 (the Justice of the Peace) による裁判が行われているのである。その任命については、各地区の治安判事推薦委員会の推薦によって大法官 (the Lord Chancellor) の助言によって国王が任命することとなっている。

全国でほぼ2万人位と考えられる素人裁判官は、別に本業を持っており、一ヶ月2～3回位の出廷であるといわれている。無給で名誉職的な性格のものと思われるが、しかし旅費や出廷の為に受けた損失費用の支払いは行われている。その裁判官達の本業については、専門職、雇用主、肉体労働者、農林業者、販売業、サービス業、事務員と種々に亘っているようである (塚原英治「ヨーロッパの裁判制度・上」法と民主主義151号21頁, 庭山英雄「民衆刑事司法の動態」121頁等参照) が、イギリス文献における正確なデータは未見である。更にロンドン等の主要都市においては、約50名の有給の治安判事が置かれており、彼等は単独で事件の処理を行ってきているといわれる。もとよりこの有給治安判事 (the Stipendiary Magistrate) は法曹資格を有する者である。また、治安判事裁判所の素人裁判官を補佐してゆくために法律のエキスパートとしてのバリスタ (barri-ster) 及びソリシタ (solicitor) の中から書記官が選ばれて専門的な補佐を行って行くこととなっている。これらの書記官は、治安判事付書記官 (the Clerk to the Justice) といわれて他の書記官と区別されている。

この治安判事裁判所における裁判に対して上訴率が極めて少いことが指摘される。この現象は、この素人裁判官制度に対する国民の基本的支持を

示すものであることが指摘されているのである（田中英夫「英米の司法」51頁）。刑事事件では、窃盗、暴行、酩酊行為、道交法適反など種々に亘っているわけであり、必ずしも軽微事件のみではないと思われる。治安判事は、法廷では平服姿で出廷することとなっている。イギリスでは刑事裁判においての起訴陪審は、1933に廃止されてきている。治安判事裁判所では、陪審はついておらず、治安判事自身が（素人）判断してゆくこととなる。ほぼ軽微な事件であるが、前述の如くほとんどはここで解決されている。刑の重くなるような重大事件については、治安判事裁判所が、予備審問を行い、そのあと、刑事裁判所（the Crown Court）に送られることとなる。そこで陪審付きの裁判が行われることとなる。この刑事裁判所においても、被告人が、「無罪」という答弁を行った時にはじめて、陪審が被告人について有罪か無罪か判断を行ってゆくわけで、もし有罪を認めると陪審は何らかかわりをもたない。陪審は12人であり、その評決はかつては全員一致ということであったが、1967年の法改正によって、有罪を認定するには、陪審員が11人以上の際には、10人以上、10人の場合には9人以上の多数決で有罪とされることとなっている（塚原英治、前掲論文22頁参照）。このようにイギリスの裁判所においては、治安判事裁判所はもとより、上級の刑事裁判所についても、素人裁判官、陪審制という面から民衆の裁判所の形態を強く持つこととなっている（フランスの政治家トクヴィルは、陪審制はすぐれて政治的な制度で、人民主権の一つの態様であるといっている。すなわち「刑事犯を裁く者こそ真に社会の主人である。陪審の制度は、人民自体、少なくとも市民の一階層を審判者の座につける。陪審の制度こそ、真に社会の統制を人民又はその一階層の手に委ねるものである」〈岩永訳・中公「世界の名著」23巻498頁〉）。

（二） 県裁判所（the County Court）

County の用語は、行政区画の県を想定させるものであるが、しかしイギリスにおける県は、ロンドン市を含めて59であるが、この行政区画の県

とは関係なく、イングランド、ウェールズで約400の県裁判所地区 (the county court district) を置いて、その地区に一個ずつ県裁判所を設置しているのである。県裁判所で扱われる管轄の範囲 (事物管轄) は、契約とか不法行為による訴訟では訴額が750ポンドを越えないものであるもの、土地建物明渡訴訟で課税評価額が1,500ポンドを超えないもの、訴額が5,000ポンドを超えない衡平法上の請求、あるいは遺産の価額が1,000ポンドを超えない遺言の検認、遺産管理などであり、また大法官が特別に指定した県裁判所で、離婚事件、それに付随する子供の監護、金銭の支払い命令 (maintenance order)、養子縁組の許可、破産事件などについて管轄権を持つといわれる (水沼宏, 前掲論文, 判例時報750号3頁)。県裁判所には、ソリシタから選任された記録官がいるのである。記録官 (the County Court Registrar) は、司法行政の職務を遂行しており、また一方で、訴額75ポンド未満の事件の公判審理、離婚事件に関連する金銭の支払い命令、破産事件の処理やその他一切の県裁判所が管轄する事件の公判準備手続きを行っていくのである。大体一裁判所に一人ないし二人置かれている。県裁判所の事件担当判事は、巡回判事 (the Circuit Judge) といわれる。もともと県裁判所判事 (the County Court Judge) といわれていたが、1971年の裁判所法 (the Court Act 1971) の施行後においては、種々の下級裁判所判事を一括して巡回判事とすることになり、県裁判所のみでなく、上級の刑事裁判所においても職務を遂行できるようになっている。また巡回判事の他のレコーダー (the Recorder) といわれるパートタイム裁判官も置かれており、職務内容は、巡回判事とほぼ同じである。

民事上の裁判ないし訴訟手続には、売買の代金請求を行ったり、交通事故等により生じた物損の修理代金請求の如きもので一定額の金銭の支払いを求める懈怠訴訟 (Default Action) と不法行為による損害賠償請求や契約違反による損害賠償、家屋明渡請求の如き類型をとる通常訴訟 (Ordinary Action) が存するのであるが、1934年の県裁判所法 (The County Court Act 1934) で仲裁制度が設けられたのであった。懈怠訴訟では、

原告においては、申立書 (Request) に当事者名、請求金額、請求原因などを記載して訴訟費用を添えて提出することとなるが、書記官はこれに基づいて懈怠呼出状 (Default Summons) を作成して被告に送達することとなる。この呼出状とともに、被告が原告の請求を認諾するものであるかどうか、そしてもし争うとすれば、それらの理由を記載できるよう答弁書用紙を送達することとなるのであり、被告の方はこの送達の日から14日以内に必要事項を書き込んで裁判所に提出しなければならないのである。被告の方でこの提出を怠ると原告はその請求をそのまま認容する旨の懈怠判決を求めることができるのである (水沼宏「イギリスの民事裁判(三)」判例時報754号5頁参照)。県裁判所の懈怠判決の手続は、高等法院の呼出令状に対する懈怠の場合と同様に、その権限を与えられた書記官がこれを行なうこととなる。懈怠訴訟の90パーセント以上が、いわば懈怠判決や請求認諾で終結してしまうのであり、わずか10パーセント以下が、記録官 (Registrar) や巡回判事 (Circuit Judge) の公判の手続にまわされることとなる。いわば懈怠判決や請求認諾などの公判前の手続で事件のほとんどは終結してしまうということである。

なお、被告が原告の請求を認諾する場合においては、その旨を答弁書用紙に記載して裁判所に提出すると同時に、割賦払の申出をすることができるのである。そして原告がこの申出を受諾すれば、訴訟は終結することとなるが、受諾しない時には、記録官の私室 (Chambers) 手続で処理が行われることとなるのである。この私室手続は、非公開の裁判の形であると思われる。記録官は、被告の経済的事情などを考慮した上で、相当と思われる方法による割賦払を命じることとなるのである。この割賦払い制の Disposal といわれる制度は、原告側にとって権利の実現が早急に出来ないことから訴額が750ポンド以下の事件でも、その半数近くは、高等法院女王座部で争われるといわれており、県裁判所のこの制度を回避した結果といわれる。なお被告の側で争う旨の答弁書を出してきた場合には、公判準備手続 (Pretrial Review) が行われることとなる。記録官は、当事者

に対して釈明を命じたり、証拠開示 (Discovery) を命じたり、また巡回判事の公判に付するべく事件表 (Judge's List) に載せるか記録官自身が行うかなどの決定を行わなければならない。公判の手続は高等法院の場合と同じといわれるが、しかし、弁論を行う代理人がバリスタのみでなくソリシタも出廷出来るようである。

通常訴訟の場合は、原告が申立書 (Request) を提出することから始まるのは、懈怠訴訟と同じであるが、裁判所はこれに基づいて通常呼出状 (Ordinary Summons) を作成して、記録官の公判準備期日を決め被告を呼出し、原告にその旨を通知することとなる。そして被告がこの期日に欠席したとしても懈怠判決が行われるということはないとされる。ここでは、単に売買代金の取立てや争いではなく、不法行為や契約違反などをめぐっての損害賠償訴訟が中心になるので、困難な法律論の解釈や争を伴ってくる可能性が大である。いわば懈怠判決がなされないのもこの点にあると思われる。

つぎに仲裁制度についてであるが、前述した如く1934年の県裁判所法でこの制度が設置されてきたが、事件を仲裁に付するためには、判事の決定や当事間の合意が要件とされてきており、また手続自体も複雑であり、法律専門家を代理人に置かなければならないなどその訴訟活動が個人にとって必ずしも容易でないなどの点から、1970年6月に、消費者委員会 (the Consumer Council) の意見提出によって、消費者個人でも容易にソリシタを代理人に依頼でき、裁判所の救済が簡単に得られることを目的とした意見を述べてきた。これに呼応して、1973年の裁判法 (The Administration of Justice Act 1973) 及び県裁判所規則 (The County Courts Rules 1973) の改正 (Amendment No. 3) によって、75ポンド以下の事件の場合においては、当事者の一方の申立により、それ以上の場合には双方の合意によって記録官の裁量によって仲裁に付することができるというものである。このような消費者個人の訴訟を害易にし、裁判所を身近かなものとして利用することが可能にしておくための制度として設けられたもの

と思われる。この公的団体（活動資金は政府負担）としての消費者委員会の意見報告によって、もう一つの仲裁機関として、The Law Society の運営する小額裁判所（Small Claims Court）が、マンチェスターとウェストミンスターに設置されてきたのである。これについては後述する。

（三） 高等法院（the High Court of Justice）

ここでは、1970年の裁判法によって、大きな改革がなされたようである。とりわけ、検認・離婚・海事部（the Probate Divorce and Admiralty Division）が廃止になって、これにかわって家事部（the Family Division）が新たに設けられているのである。すなわち、衡平法部（the Chancery Division）及び女王座部（the Queen's Bench Division）、家事部（the Family Division）が置かれているのである。そして高等法院は、ロンドンの王立裁判所（裁判所が集合している地域名である）に本拠が置かれており、その支部に当る地方記録官事務所（the District Registry）と公判センター（the Trial Center）が、ほぼ全国に、前者が130都市に、後者が25主要都市に置かれている。但し公判センターは、女王座部、家事部の事件のみを公判審理することとなっている。

衡平法部は、衡平法（equity）の事件を担当するものであり、かつて衡平法裁判所（the Court of Chancery）を引き継いだ後身の性格をもつものであって、1875年に高等法院の一つに加えられてきた。遺産管理、信託譲渡担保、破産事件、更に破産事件で県裁判所の記録官の裁判についての不服申立事件、また特許事件、組合、会社等についての事件など極めて広範に及んでいる。また、県裁判所の記録官に相当する公判準備裁判官として主事（the Master）が置かれている。大法官が長官を兼務している。

女王座部であるが、その名称は、女王の在位によって、そのように呼ばれるもので、男性王にかわれば、the King's Bench Divisionとなる。ここでは、^{コモン・ロー}普通法（Common Law）上の契約、不法行為などあらゆる事件について管轄権を持っている。更に訴額についても、上限も下限も置かれ

ていないため、県裁判所の管轄の範囲に属する750ポンド以下の事件も大半が女王座部へ提訴されてくることとなる。しかも県裁判所より迅速であり、また被告に勝訴しても割賦払いによることもないため直接高等法院へ提訴する例が多くなってきているといわれる。また、女王座部には特別部として、商事裁判所(the Commercial Court)と海事裁判所(the Admiralty Court)、それに合議裁判所(the Divisional Court)がある。これらにおいては、商事裁判所は商事関係の事件、海事裁判所は、1970年に引き継いだ海事関係の事件を処理することとなり、合議裁判所は、下級裁判所や行政審判機関の監督を行うのを主任務としているようである。この合議裁判所では、事件移送命令(Certiorari)、人体保護令状(Habeas Corpus)、職務執行令状(Mandamus)、職務禁止命令(Prohibition)等の発布を行うものであり、治安判事裁判所(Magistrate's Court)及び刑事裁判所(the Crown Court)からの上訴事件ももちろん扱われている。女王座部の構成員は、女王座部首席判事(the Lord Chief Justice of England)と44名の判事によって構成されており、その内の半数は、交替で、全国の公判センターへ出張し刑事上の重大、重要事件の裁判と民事上の高等法院事件の処理を担当することになっている。残りの判事は、the Crown Courtの一つである、中央刑事裁判所(the Central Criminal Court)で刑事事件を担当しているのである(水沼宏「イギリスの民事裁判(一)」判例時報750号4頁)。合議裁判所は、普通3名の判事によって構成されており、女王座部首席判事が裁判長となって法廷を運営しているのである。女王座部には他に主事が多数置かれており公判準備や判決執行などの任務を遂行しているのである。

家事部においては、1970年まで続いた検認・離婚・海事部の引き継いだもののうち、離婚についての一切の職務、検認に関しての争いのないもの(争いのある検認事件は衡平法部が扱うこととなり、また金銭にかかわる未成年者、精神病者の事件は女王座部主任の管理に属するものとされる)、また子供の後見問題、既婚婦人財産法(the Married Woman's Property

Act 1822), 夫婦住居法 (the Matrimonial Home Act 1967) にかかわる事件が家事部で扱われることとなる。構成は、家事部主席判事 (the President of the Family Division) と他に 17 名の判事が居り、また 9 名の記録官 (the Registrar) から成っている。

(四) 控訴院 (the Court of Appeal)

かつては、刑事事件については、刑事控訴院 (the Court of Criminal Appeal) が別に存在しており、1966年の刑事控訴法 the Criminal Appeal Act 1966) によって、控訴院の組織の中に民事部 (the Civil Division) と刑事部 (the Criminal Division) を創設して刑事控訴院を廃止したのであり、当然その仕事は、刑事部へ引き継がれることとなったのである。控訴院は一つしかなく、ロンドンの王立裁判所に置かれているのである。そして民事部に持たられる事件は、高等法院と県裁判所からの控訴を扱うものであり、刑事部では刑事裁判所からの控訴事件を扱うこととなる。裁判所の構成は、大法官、女王座部主席判事 (the Lord Chief Justice of England), 記録長官 (the Master of the Rolls), 家事部首席判事 (the President of the Family Division), それに 13 名の控訴院判事 (the Lord Justice of Appeal), 更に必要に応じて刑事事件については、高等法院女王座部から応援を依頼する判事によって構成されることとなる。

(五) 貴族院 (the House of Lords)

貴族院がイギリスにおける最高裁判所でもある。そこでは控訴院からの上告を初め、スコットランドの最高裁判所 (the Court of Sessions) および北アイルランド最高裁判所 (the Court of Appeal in Northern Ireland) からの上告も扱い審理することとなる。高等法院からの跳躍上告も審理しなければならない。上告の要件は厳しいものであり、貴族院で判断するに適するものであるか否か等貴族院の許可を得るなど実際上は上告

件数は極めて限られてくるようである。

審理担当に当っては、大法官及び10名の常任上告担当判事 (the Lord of Appeal in Ordinary) によって行なわれ、通常彼等は Law Lords (法官貴族) と呼ばれているようである。彼等の身分は、立法機関である貴族院に議席を有しておるのであり、そこでは、上告委員会 (the Appellate Committee) を構成して上告事件の審理に当るものであるが、そこで判決を行う時には貴族院議員でもある Law Lords は、議会で演説を行って、その意見判断の表明について投票を行って決定されることとなる。

なお、貴族院における判決は、19世紀の初め頃までは、貴族院議員であれば誰れでも裁判に関与できたものであったが、1844年以降においては、法律家のみが担当する慣行にかわってきた。常任上告担当判事は、有給の一代かぎりとなる貴族として叙せられた法律家 (Law Lords) であるが、今日裁判法では11人以下とされているのである。

(六) 枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council)

1833年の司法委員会法 (Judicial Committee Act 1833) に設けられた制度であるが、その構成員は、枢密院議長 (Lord President of the Council) をはじめ、大法官、前枢密院議長、常任上告担当判事 (Law Lords) そして、枢密顧問官 (元及び現) あるいはイギリス連邦諸国の裁判官であった者で枢密顧問官である者の中から女王が任命する者である。この司法委員会は、連邦諸国からの上訴上告と同時にイングランドの裁判所 (高等法院) からの上告も担当することとなる。この司法委員会では、普通の裁判所と同様に審理を行ってゆくのであるが、いわば国王の諮問機関の性格をもつものであるから、最終決定は国王となるが、国民の請願事項 (petition) を国王が司法委員会に諮問する形となり、この委員会の答申によって最終決定を行うということとなる (砂田卓士・新井正男編「英米法講義」95頁参照)。

(七) 小額裁判所 (Small Claims Court)

これは The Law Society といわれるソリシタ協会が運営するものであって、私的な仲裁機関と考えられる。Local Law Society や消費者連合などのメンバーからなる運営委員会が設けられており、事務処理を行う為に事務局長 (Administrator) を一人置いている。この事務局長が、事件の受付を初め、当事者の主張の内容の整理、証拠の整理、審問前及び後の準備処理などすべてを行っている。そして審判に際しては、その審判者 (Adjudicator) をその地区の Law Society の会長が任命することのようである。

なお消費者保護を目的としてつくられた制度から、その申立人 (Claimant) は個人でなければならないこととなっている。また事物管轄は、10ポンド以上 250ポンド未満の請求金額のもので、不法行為によるもの、契約によるもの、あるいは借家問題についての事件などである。実際にこの範囲の商品購入者の製造業者への商品の瑕疵を問う事件や交通事故の物損による賠償請求を行うような事件が持ち込まれているようである。

この他の公的な裁判所として、県裁判所レベルのものとして、ロンドン市長及び市裁判所 (Mayor's and City of London Court) が、1920年に置かれている。

4. 行政審判所とその他の人権救済制度

以上においてみられるような司法制度としての裁判所の諸型態・諸類型に対して、イギリスでは、国家と個人の間における、すなわち国の政策遂行と個人の権利保護における衝突を生ずる場合、個人の権利、利益保護のために、司法裁判所よりも迅速にかつ費用においても経済的に、手続的にも簡易に、大量の紛争を処理しうるものとして、行政審判が行政審判所 (Administrative Tribunals) において行われてきたのであった。行政審判所はすでに1921年より行われており、すなわち「Tribunals of Inquiry

Act, 1921」によって、当初は15種の審判所が設けられたが、その後各種の改革を経ながら、増大を続けてきたのであった。第二次大戦後は、「Tribunals of Inquiries Act 1958」の立法によって、1958年に、行政審判所審議会（Council on Tribunals）も設置されてきているのである（これらの事情については、田村英治「英国の行政救済制度」法政論叢14巻38頁以下が詳しい）。今日では、およそその種類は、約60種類に及び、総類は約2000以上存するといわれる。これらの行政審判所の年間事件処理件数は、百数十万件に及ぶといわれるから、この審判所の役割の重要性がいかに大きいものであるかがうかがえるのである。その種類についても、Special Commissioners of Income Tax, Mental Health Review Tribunals, Rent Tribunals, Independent Schools Tribunals, Industrial Tribunals, Lands Tribunal, Transport Tribunal, Supplementary Benefit Appeal Tribunals などという租税法、学校、産業、土地、運輸、社会福祉等あらゆる領域に及んでいるようである。これらの行政審判所制度の特徴としては、審判所か、通常の司法制度、行政制度の系列より分離されたものとなっており、更に、公開性、公正性、公平性の原理を実現するという指標をもった国民の権利救済装置としての性格が強く示されているということである。

このような行政審判所の構成は、審判長として法律専門家としての訓練を受けた法律家であり、素人審判官の二名がこれに加って審判が行われる。審判官は、無報酬で、非常勤の場合が多いのであるが、審判所によっては俸給を与えられている専任の審判官の置かれている審判所もいくつか存する（例えば、土地審判所など）。行政審判所においても書記が置かれる。書記はそれぞれの関連省によって派遣される文官公務員がこれに当ることとなる。行政審判を経ないで通常裁判所への出訴が可能であって、訴願前置の型態はとられていない。行政審判所の決定に問題がある時には、通常裁判所へ控訴することができるのである。

なお、行政審判所審議会（Council on Tribunal）は、1958年以後設け

られてきたものであったが、この審議会の任務は、行政審判所の構成と作用を監督するものであり、審議会が重要と考える問題について調査し報告することとなる。あるいは、大法官 (Lord Chancellor) によって審議会に付託された問題についても報告するものである。すなわち、審議会は、行政審判所及び審問に関する苦情を受理し、調査し、意見を報告するということである。構成員は、10名以上15名以下によって構成され、大法官の任命によることとなる。この構成員には、バリスタ、ソリシタ、及び学者、労働組合などの中から選ばれ、更に **Parliamentary Commissioner** もこの構成者の中に含まれることとなる。

また、**Ombusman** 制度のイギリスの状況に適合せしめた国民の苦情処理機関として、議会行政監察長官制度 (**Parliamentary Commissioner for Administration**) がある。イギリスの監察長官制度は、各国の **Ombusman** 制度に比べて特徴的だといわれるのは、庶民院議員の仲介によって活動するものである点であるといわれるが、すなわち個人及び団体から庶民院議員に申立てられた失当行政についての苦情は、同議員の長官への付託によって調査が開始され、その調査結果報告書は関係公務員、関係行政機関に送付されることとなる。その調査の開始の判断は長官の裁量事項である。もし報告を受けた行政機関において失当行政が是正されないときには、議会に提出されることとなる。このような監察長官の制度の発足は1967年に始まる (**Parliamentary Commissioner Act, 1967**)。初代の長官には、サー・エドモンド・コンプトンが任命されたが、この地位は、会計検査院長と同じ身分と威信を享受する、議会から独立した公職の立場にあるものとされる (**Frank Stacey, Ombudsmen Compared**, 宇都宮・砂田訳「オンブズマンの制度と機能」181頁以下参照)。監察長官の任命は、国王によって行われるが、議会の解任請求による場合のほかは、65歳まで罷免されることはない。これまでの苦情処理の傾向では、保健・社会保障省、内国歳入庁、環境省などに於いて苦情が多い様であるが、年間ほぼ500件程度処理されてきている様である。正確には、**Parliamentary Cmmissioner**

ssioner's Annual Reports で公表されている。

(注：本稿「3」においては，拙稿「イギリスにおける裁判制度」社会科学研究創
刊号 109 頁以下と一部重複することをお断りする)